

市立小・中学校の保護者の皆様

近江八幡市教育長 大喜多 悦子

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

平素は、本市の教育行政及び学校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。さて、標記の件について、国における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、改めて文部科学省から通知がありました。

つきましては、学校においては、下記に示す通知内容等をもとに対応しますが、ご家庭におきましても登下校を含め適切にご指導及びご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 文部科学省の通知内容について

(1) 基本的な考え方について

- ① 基本的な感染対策(「三密の回避」、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの励行」、「換気」等)の重要性は変わるものではない。
- ② 学校教育活動において、身体的な距離が十分に取れないときはマスクを着用すべきである。

(2) 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

- ① 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ② 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合はマスクを外す。
- ③ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。

なお、児童生徒の間隔を十分に確保することや、屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を避けること、こまめに換気を行う等に留意する。

ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、呼吸がしづらいリスクや熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用する。

- ④ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動等を実施する場合は各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応する。

ただし、以下に記載する場面等ではマスクの着用を含め感染対策を徹底する。
・部室や更衣室等の共有エリアの利用時
・集団での飲食や移動時

- ⑤ 熱中症リスクが高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要がなく、登下校時にマスクを外すよう指導する。

特に、小学生等判断が難しい年齢の子どもには、登下校時に屋外でマスクを外すよう積極的に声をかける等の指導が必要である。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。

(3) 配慮事項

- ・熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

2. その他

- ・集団登校においては、熱中症予防及び感染症対策として傘さし登校をご検討ください。
- ・社会の中には、様々な要因でマスクをつけられない人がいます。学校では、マスクをつけられない児童生徒がいる場合、互いに思いやりの心をもって過ごすように指導しています。

※問合せ先 近江八幡市教育委員会事務局
学 校 教 育 課
0 7 4 8 - 3 6 - 5 5 3 1